

2 高齢者外出支援事業

市町・団体名	事業名	対象者・条件等	内容	担当	開始年月日
栃木県 交通安全協会	「安全運転 ドック」事業	運転に不安を持つ、65歳～74 歳の交通安全協会の会員	栃木県自動車学校、栃木県西那 須野自動車学校において、運転診 断を行い運転技術向上を図り、運 転寿命を延ばしていく支援事業。 受講料1万円を会員に助成	(一財)栃木県 交通安全協会 028-622-8483	H30.6
	夜行反射材 の配付事業	65歳以上の高齢者の方	高齢歩行者等の夜間における交 通事故防止のため、県警と連携 し、地域交通安全活動推進委員等 による家庭訪問時に夜行反射材 等の配付及び各種イベント等で反 射材の配付を行う。		H30.4
宇都宮市	高齢者外出 支援事業	年度末において、70歳以上の 市民	特定バスカード等(市内バス3社共 通カード・地域内交通回数券) 5,000円相当が1,000円で購入でき るよう助成 ※一部地域内交通は3カ月の定 期券を2,000円で購入できるよう助 成 ※年度に1回	高齢福祉課 福祉サービス グループ 028-632-2367	H15.12.1
栃木県バス 協会	高齢者外出 支援事業	年度末において、70歳以上の 宇都宮市民	特定バスカード(市内バス3社共通 カード)5,000円相当を宇都宮市と 連携して1,000円で購入できるよう 助成	栃木県バス協会 028-658-2622	H15.12.1
足利市	あしかが・ いきいきパ スポート	65歳以上の市民	生活路線バスの乗車料金を200円 から100円に割引 ※市内芸術・文化施設入場料等 の割引もあり	元気高齢課 0284-20-2153	H4.4.1
栃木市	福祉タクシー 料金助成事 業	①80歳以上で、月1回以上通院 しタクシー利用を必要とする方 ②65歳以上80歳未満で月4回 以上通院しタクシー利用を必要 とする方	福祉タクシー利用券24枚(1枚500 円分)の交付 ※毎年度更新可能 10月1日以降の申請は半額の交 付	障がい福祉課 0282-21-2203 (本庁舎)	S61 以下不 詳
佐野市	高齢者市営 バス寿券	年度末(3月31日)現在で 70歳以上の市民	市営バス寿券(助成券150円×40 枚)を発行し、乗車運賃の一部を 助成 ※年1回	いきいき高齢課 0283-20-3021	H20.10.1
	高齢者福祉 タクシー券	①75歳以上の市民 ②70歳以上75歳未満の市民で 一人暮らし又は高齢者のみの 世帯 年齢は年度末(3月31日)現在	タクシーで医療機関へ通院する場 合に利用できる助成券(400円分) を年間60枚交付し、運賃の一部を 助成 ※6カ月毎の有効期限有り		H17.2.28
鹿沼市	移送サービ ス事業	鹿沼市加蘇、西大芦、南押原、 粟野、粕尾、永野、清洲地区に 住所がある75歳以上の高齢者 (詳細は地区規約による)	公共交通機関を利用できない方へ の支援サービス	該当地区 福祉活動推進 協議会	H18から 順次

日光市	移送サービス事業	65歳以上の高齢者 一人暮らし又は夫婦のみの市民税非課税世帯に属する移動が困難な方	市有車により通院・入退院時に日光市又は鹿沼市内の医療機関への送迎 ※週1回、月4回まで 無料	高齢福祉課 高齢福祉係 0288-21-5100	H13.4.1
小山市	路線バス・デマンドバス運賃割引	65歳以上の高齢者	路線バス運賃200円を100円に割引 デマンドバス運賃300円を200円に割引	都市計画課 コミュニティバス係 0285-22-9293	H22.10.1
真岡市	老人福祉タクシー事業	65歳以上の市民で、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯、かつ普通自動車等(原付含む)の所有及び使用をしていない世帯の方	老人福祉タクシー(市と協定したタクシー)の利用券(基本料金分)を給付し、運賃の一部を助成 ※一世帯に対し月4枚、年間48枚まで給付。有効期限は年度末まで。	いきいき高齢課 高齢者福祉係 0285-83-8195	H4.4.1
大田原市	高齢者等外出支援事業(通院のみ)	一般の交通機関を利用することが困難な独居高齢者	自宅から医療機関までの送迎 ※移送用車両・片道300円	高齢者幸福課 高齢支援係 0287-23-8740	H17.4.1
	高齢者通院等タクシー事業(利用者登録制)	公共交通機関を利用することが困難な65歳以上の一人暮らしの高齢者又は65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の高齢者	居宅から市内の医療機関等までのタクシー利用で、運賃が1,000円(自己負担)を超える場合、超過分を市が負担		H26.10.1
矢板市	ともなりパス75	75歳以上の市内在住者	生涯無料のともなりパス75(市営バス無料乗車券)を交付する	高齢対策課 0287-43-3896	H30.4.1 改正
	高齢タクシー料金助成	80歳以上の市内在住者	タクシー利用1回につき初乗り料金分を助成、料金が初乗り料金の2倍以上となった場合は2枚利用可(年24枚交付)	社会福祉課 0287-43-1116	
那須塩原市	高齢者外出支援タクシー利用券	70歳以上の市内居住者で、運転免許がないか、自動車を所有かつ、使用しない人で、次のいずれかに該当する人 ・同居等の親族がいない ・同居等の親族による外出支援を受けられない	年間3万5千円分のタクシー利用券交付(毎年受領可)	保健福祉部 高齢福祉課 0287-62-7137	H28.8.16
さくら市	福祉タクシー事業	1 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受け、通院時介護を要し、タクシーを必要とする方 2 65歳以上の方のみで構成される世帯で、同一敷地内(隣接地)に親族が居住していない市民税非課税世帯の方で、通院時介護を要しタクシーを必要とする方	通院時にタクシーを利用した際の基本料金分を、タクシー利用券により助成。 (月4枚、年間48枚を限度) ※1回の利用につき2枚利用可能	市民生活課 見回り福祉ネットワーク推進室 028-686-6611	H17.3.28

那須烏山市	外出支援サービス事業	60歳以上で下肢が不自由な方 (独居高齢者、高齢者世帯)	無料で自宅と市内医療機関を送迎 (社会福祉協議会の福祉車両を使用)		H18.4.1
	高齢者福祉タクシー事業	75歳以上の高齢者で、下記の全てを満たす方 ・市県民税非課税世帯 ・単身か高齢者のみの世帯 ・敷地内に移動手段の支援可能な親族世帯が居住していない ・自家用車を未所有の世帯 ・他の外出支援サービスを利用していない	タクシーの初乗り運賃分を助成 (タクシー券を支給)	健康福祉課 高齢いきがいグループ 0287-88-7115	H29.11.27 改正
下野市	高齢者外出支援事業	平成31年3月31日において75歳以上となる市民で、デマンドバス利用登録をした者	デマンドバス(おでかけ号)の利用券10枚を交付 ※有効期間は年度末まで	高齢福祉課 0285-32-8904	H28.4.1 改正
上三川町	社会福祉法人上三川町社会福祉協議会日常生活外出支援ボランティア事業	一人で外出が困難な高齢者で家族や親族により外出の支援が困難な方	ボランティア会員が社会福祉協議会の車両により外出を支援 ※外出範囲は隣接市町までで2時間以内、利用は原則月1回	上三川町社会福祉協議会 0285-56-3166	H23.6.13
市貝町	福祉タクシー事業	町内に居住する70歳以上の高齢者のみの世帯で、外出の際にタクシーを必要とする方	利用者1人に対し、福祉タクシー利用券を交付 ※月4枚・年間48枚を限度	健康福祉課 0285-68-1113	H8.4.1
芳賀町	福祉タクシー事業	65歳以上の町民で、高齢者のみの世帯の方	福祉タクシー(町と協定したタクシー)の利用券(基本料金分)を給付し、運賃の一部を助成 ※月4枚の割で年間48枚まで、有効期限は年度末まで	福祉対策課 福祉係 介護保険係 028-677-6015	H12.4.1
壬生町	外出支援サービス事業	65歳以上の独居又は高齢者のみの世帯の方	町外医療機関等に通院する場合に利用できる助成券を給付し、運賃の一部を助成 ※運賃4,000円未満は半額分、4,000円以上は3,000円分を助成	健康福祉課 高齢福祉係 0282-81-1830	H15.4.1
野木町	外出支援サービス事業	町内に居住し65歳以上で体が不自由なため常時車イスを使用し、一般の公共交通機関を利用することが困難な方	居宅と社会福祉施設や医療機関等の間を送迎 ※無料	野木町社会福祉協議会 0280-57-3100	H14.10.15
	高齢者通院時タクシー等利用助成事業	町内に居住する在宅で70歳以上の方	町外医療機関等へのタクシー代を一部助成 ※タクシー代の半額を助成(上限月額5,000円)	健康福祉課 高齢対策係 0280-57-4173	H26.10.1

塩谷町	福祉ワゴン事業	満65歳以上の方(常時、車の運転が可能な方は除く) 障害等をお持ちの方で、車の運転が困難な方(他諸条件有) 特に町長が認めた方	自宅やその周辺から目的地まで。また、目的地から自宅までを送迎。 送迎については、町内の病院やスーパー、銀行等、町外は医療機関のみ(それ以外は事前協議が必要)	保健福祉課 0287-45-1119	H24.4.1
那須町	福祉タクシー料金助成事業	身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者 那須町に住所を有する75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の者	福祉タクシー(町と協定したタクシー)の利用券(700円分)を給付し、運賃の一部を助成 ※1人に対し月4枚、有効期限は年度末まで	保健福祉課 福祉係 0287-72-6917	H3.4.1